

電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金申請_手順書 (令和7年9月30日以前に導入した医療機関等向け)

はじめに

- ◆本書は、令和7年9月30日以前に電子処方箋管理サービスを導入した医療機関等向けの補助金申請手順書になります。
→令和7年10月1日以降に電子処方箋管理サービスを導入した医療機関等は、[こちら](#)を参照ください。
- ◆申請内容に不備がある場合、取消再申請となります。
→[補助事業の状況](#)によっては、再申請不可となる可能性もあります。
- ◆すべての証拠書類が揃ってから申請をお願いします。
→[申請後の追加提出は認められません。](#)
- ◆審査の結果、申請取消となった場合は、すべての証拠書類を改めて提出してください。
→[不足分のみの追加提出は認められません。](#)
- ◆選択した申請区分と添付された領収書内訳書の記載が一致しているか確認してください。
→[不一致の場合は取消処理となります。](#)

○ 前提として補助金申請には以下の書類が必須となります。

領収書（写）

- ・システムベンダーへの精算がわかる書類が必須となります。
- ・見積書や請求書では精算の確認ができないことから、証拠書とは認められません。
- ・税込・税別が判別できる形で作成依頼願います。

領収書内訳書

- ・税込の金額で領収書の内訳を記載してください。
- ・領収書と領収書内訳書の金額の合計は、一致する必要があります。
- ・補助上限額を上回っている場合、補助対象外の場合であっても、領収書に金額が含まれていれば記載が必要です。
- ・申請区分によって使用する領収書内訳書が異なります。相違がある場合は申請取消となりますので、ベンダ等に確認の上、適切な領収書内訳書を使用ください。

- 上記証拠書類を「.pdf」「.xlsx」または、「.zip」形式でご準備ください。
- 書類不備がある場合、すべての証拠書類を用意の上、改めて申請いただくとともに補助金交付までお時間をいただくことがありますので、申請にあたっては、今一度書類の記載についてご確認ください。
- 申請区分と使用する領収書内訳書が不一致の場合、審査を進めることはできません。取消処理となります。

1. 医療機関等向け総合ポータルサイトトップページから、「電子処方箋管理サービス」を押下します。



2.「電子処方箋の各種申請について」を押下します。

メニュー

はじめに

概要について
知りたい方はこちら

導入・運用

導入・運用について
知りたい方はこちら

手順書・マニュアル

手順書・マニュアルについて
知りたい方はこちら

電子署名準備完了の登録

電子署名を行うための準備
(HPKIカードの発行申請 等)
完了の登録について
知りたい方はこちら

利用申請

利用申請について
知りたい方はこちら

運用開始日入力

電子処方箋・リフィル処方箋
機能の運用開始日入力について
知りたい方はこちら

補助金

補助金について
知りたい方はこちら

お知らせ

お知らせについて
知りたい方はこちら

よくある質問

FAQについて
知りたい方はこちら

電子処方箋の各種申請について

電子処方箋・調剤済処方箋の保存サービスの各種申請はこちら



3.ユーザー情報を入力し、「ログイン」を押下します。 ※すでにログイン済の場合は、7ページ以降を参照ください。

●ログインはこちら

以下に該当する場合、パスワード再設定を行っても通知メールが届きません。新規ユーザー登録が必要となります。

- ①仮アカウントからメールアドレスを更新していない（末尾が「@01」～「@48」のいずれか）
- ②旧ポータルで登録したメールアドレスに誤りがある

①に該当される方は、トップページの「新規ユーザー登録はこちら」をクリックし、ユーザー登録を行ってください。

仮アカウントからメールアドレスを更新しているにも関わらずパスワード再設定後に通知メールが届かない方は、②に該当している可能性があります。

その場合、トップページの「新規ユーザー登録はこちら」をクリックし、ユーザー登録を行ってください。

ユーザー登録でもエラーとなる場合は、コールセンターまでお問い合わせください。



ログイン

ユーザー名
123456a.bb@cc.dd.jp

パスワード
.....

パスワードの再設定

ログイン

アカウントがありませんか？ [新規登録はこちら](#)

電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金申請_手順書（令和7年9月30日以前導入ver.）

4.「補助金申請」を押下します。



ホーム > 業務 > オンライン資格確認

検索

カテゴリ

- オンライン資格確認
- 訪問診療等・オンライン診療等
- 医療扶助
- マイナ資格確認アプリ
- 電子処方箋管理サービス
- オンライン請求

オンライン資格確認

オンライン資格確認に関する情報について確認いただけます

利用開始・変更申請

こちらからオンライン資格確認の利用申請を実施いただけます。

詳細を表示

マスター帳情報ダウンロード

こちらからオンライン資格確認のマスター帳情報がダウンロードいただけます。

詳細を表示

運用開始日登録

こちらからオンライン資格確認の運用開始日を登録いただけます。

詳細を表示

電子証明書発行申請

こちらから電子証明書発行の個別申請・申請照会を実施いただけます。

詳細を表示

補助金申請

こちらからオンライン資格確認等の補助金を申請いただけます。

詳細を表示

交付決定通知書ダウンロード

こちらからオンライン資格確認の交付決定通知書がダウンロードいただけます。

詳細を表示

電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金申請_手順書（令和7年9月30日以前導入ver.）

5.確認ページが表示されますので、今一度申請に必要な資料等を確認します。
確認後、問題がなければ、「補助金（電子処方箋）申請へ進む」を押下します。

領収書内訳書	10	内訳が記載されていない	領収書内訳書は、導入に要した費用の内訳をシステム事業者に記載していただく必要がありますのでご確認ください。
	11	添付漏れ	添付が漏れてないことをご確認ください。
	12	複数ある場合の漏れ	補助の対象となる領収書が複数ある場合は、システム事業者にすべての領収書ごとに作成していただく必要があります。
	13	対象外項目が対象として計上されている	「導入」に関する補助金であり保守費用、ネットワーク利用料金、レンタル料、リース料など、所謂ランニングコストは補助対象外となっておりますので、「補助対象金額」に計上されていないことをご確認ください。

補助金（電子処方箋）申請へ進む

6-1.申請フォームの注意書きを確認するとともに、次ページより申請を進めてください。

説明を一読するとともに、電子処方箋管理サービスの補助金であるか確認します。

補助金申請

こちらから電子処方箋管理サービスの補助金を申請いただけます。

<初期導入および同時導入の場合>

「医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）」の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施したので、同実施要領の「第5 事業を実施する場合の条件」の1及び2に規定される条件を理解した上で、同実施要領の「第7 申請手続き」の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

<新機能導入の場合>

「地域診療情報連携推進費補助金（電子処方箋の機能拡充の促進事業）実施要領」の「第3 助成対象事業」に規定される事業を実施したので、同実施要領の「第6 事業を実施する場合の条件」の1及び2に規定される条件を理解した上で、同実施要領の「第7 申請手続き」の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

以下の証拠書類をご用意の上、必須項目を入力ください。

1. 電子処方箋管理サービス導入に関する領収書（写）
2. 前1に伴う領収書内訳書

6-2.「申請者情報」「医療機関等情報」の表示されている情報を確認します。

※1 情報は地方厚生（支）局に届出されている医療機関等情報が自動で表示されるため、ご自身で入力する必要はありません。

※2 薬局の方は、区分を選択ください。（医科・歯科の方は表示されません。ご留意ください。）

こちらの区分は薬局の方のみ表示されます。

区分

大型チェーン薬局以外の薬局

大型チェーン薬局

申請者情報

*医療機関等名
仮アカウント10

*申請者
電処太郎

医療機関等情報

表示されている医療機関等情報に誤り等がございましたら、お手数ですが「[こちら](#)」からご照会ください。

都道府県コード 13: 東京都	点数表コード 4: 調剤
医療機関等コード ※数字7桁 9500010	医療機関等名 仮アカウント10
病院区分 4	総病床数
開設者氏名 情報化支援部	電話番号 03-3591-7441
郵便番号 105-0004	住所 東京都港区新橋2-1-3

注：初期値は「大型チェーン薬局以外の薬局」となっております。大型チェーン薬局に該当する場合は「大型チェーン薬局」を選択してください。
選択誤りがないようお気をつけください。

区分

大型チェーン薬局以外の薬局

大型チェーン薬局

※「大型チェーン薬局以外の薬局」と「大型チェーン薬局」では補助率・補助上限額が異なります。
※「大型チェーン薬局」とはグループ処方箋の受付が月4万回以上の薬局です。詳細は医療機関等向け実施要領をご参照ください。

ご注意ください！！①

「薬局区分（大型チェーン薬局／大型チェーン薬局以外の薬局）」は特に選択誤りが多い箇所です。申請誤りがある場合、取消後に改めて申請いただくことになりますので、下記を確認の上、誤りが無いように選択ください。

（医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）の実施について）（抜粋）

第4 大型チェーン薬局の処方箋受付回数に係る取扱い

第3の3の同一グループ内の処方箋受付回数が1月に4万回を超えるか否かの取扱いは、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成30年3月5日保医発0305第3号）第88の1（8）の例によるものとする。当年2月末日時点で同一グループ内の保険薬局について、保険薬局ごとの1月当たりの処方箋受付回数を合計した値が4万回を超えるか否かで判定する。保険薬局ごとの1月当たりの処方箋の受付回数は以下のとおりとする。1 前年2月末日以降継続して保険薬局に指定されている薬局の場合は、前年3月1日から当年2月末日までに受け付けた処方箋受付回数を12で除した値とする。2 前年3月1日から当年1月末日までに新規指定された保険薬局の場合は、指定された日の属する月の翌月から、当年2月末日までに受け付けた処方箋受付回数を月数で除した値とする。

詳細については、こちらに掲載している「保険医療機関等向け医療提供体制設備交付金実施要領」を参照ください。

6-3.次ページの申請パターンを一読の上、「申請区分」「新機能分類」を選択します。

①（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスの初期導入

＜申請画面イメージ＞

電子処方箋管理サービスに係る補助金申請入力欄

申請区分の選択は、特に誤りの多い箇所です。
選択誤りが発生した場合、補助金申請額に影響が生じるとともに、申請内容によっては、補助金交付後に返納いただく可能性があります。導入した機能を（必要に応じて）ベンダ等に確認の上、正しい申請区分を選択してください。

*申請区分

- ①（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスの初期導入
- ②（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスと新機能（リフィル処方箋等）を同時に初期導入
- ③（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスの初期導入を選択します。
- （リフィル処方箋等）を同時導入する場合
- （リフィル処方箋等）を同時導入する場合

新機能（リフィル処方箋等）の導入有無 

新機能（リフィル処方箋等）の導入有無に関して選択してください。

*「新機能（リフィル処方箋等）を導入した」を選択した場合は新機能分類を必ず選択してください。

- 新機能（リフィル処方箋等）を導入した
- 新機能（リフィル処方箋等）を導入していない

新機能分類

- リフィル処方箋
- 口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧
- マイナンバーカード署名
- 処方箋ID検索
- 調剤結果ID検索

①（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスの初期導入を選択した場合は、非活性になりますので選択は不要です。

- ◆「初期導入」※のみ導入した場合に選択します。
- ◆同じタイミングで「新機能（リフィル処方箋等）」を導入した場合は、「②（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスと新機能（リフィル処方箋等）を同時に初期導入」を選択してください。
- ◆同じタイミングで「新機能（院内処方機能）」を導入した場合は、お手数ですが、「①（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスの初期導入」の補助金申請後に、改めて「⑥新機能（院内処方機能）を導入」の申請をお願いします。なお、「①（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスの初期導入」の補助金申請前には、「⑥新機能（院内処方機能）を導入」は表示されませんのでご留意ください。

※申請区分が不明な方は、[こちら](#)をご覧ください。

②（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスと新機能（リフィル処方箋等）を同時に初期導入

＜申請画面イメージ＞

電子処方箋管理サービスに係る補助金申請入力欄

申請区分の選択は、特に誤りの多い箇所です。

選択誤りが発生した場合、補助金申請額に影響が生じるとともに、申請内容によっては、補助金交付後に返納いただく可能性があります。導入した機能を（必要に応じて）ベンダ等に確認の上、正しい申請区分を選択してください。

*申請区分

- ①（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスの初期導入
 - ②（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスと新機能（リフィル処方箋等）を同時に初期導入
 - ③（令和7年10月1日以降に導入完了した場合）電子処方箋管理サービス（新機能（リフィル処方箋等））を同時導入する場合
- ②（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスと新機能（リフィル処方箋等）を同時に初期導入を選択します。

新機能（リフィル処方箋等）の導入有無

新機能（リフィル処方箋等）の導入有無に関して選択してください。

※「新機能（リフィル処方箋等）を導入した」を選択した場合は新機能分類を必ず選択してください。

- 新機能（リフィル処方箋等）を導入した
- 新機能（リフィル処方箋等）を導入していない

新機能分類

- リフィル処方箋
- 口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧
- マイナンバーカード署名
- 処方箋ID検索
- 調剤結果ID検索

導入した新機能分類を選択します。
選択しない場合、処理を進めることができません。
※「調剤結果ID検索」は調剤薬局の方のみ表示されます。

◆「初期導入」と「新機能（リフィル処方箋等）」※を同時に導入した場合に選択します。

◆「初期導入」又は「新機能（リフィル処方箋等）」のみ導入した場合は、選択しないでください。

◆同じタイミングで「新機能（院内処方機能）」を導入した場合は、お手数ですが、「②（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスと新機能（リフィル処方箋等）を同時に初期導入」の補助金申請後に、改めて「⑥新機能（院内処方機能）を導入」の申請をお願いします。なお、「②（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスと新機能（リフィル処方箋等）を同時に初期導入」の補助金申請前には、「⑥新機能（院内処方機能）を導入」は表示されませんのでご留意ください。

※申請区分が不明な方は、[こちら](#)をご覧ください。

⑤新機能（リフィル処方箋等）を導入（電子処方箋管理サービスを初期導入済みの医療機関・薬局が機能追加する場合）

**<申請画面イメージ
⑥新機能（院内処方機能）を導入）を未申請>**

電子処方箋管理サービスに係る補助金申請入力欄

申請区分の選択は、特に誤りの多い箇所です。
選択誤りが発生した場合、補助金申請額に影響が生じるとともに、申請内容によっては、補助金交付後に返納いただく可能性があります。導入した機能を（必要に応じて）ベンダ等に確認の上、正しい申請区分を選択してください。

*申請区分

⑤新機能（リフィル処方箋等）を導入（電子処方箋管理サービスを初期導入済みの医療機関・薬局が機能追加する場合）
 ⑥新機能（院内処方機能）を導入

新機能分類

リフィル処方箋
 口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧
 マイナンバーカード署名
 処方箋ID検索
 調剤結果ID検索

**<申請画面イメージ
⑥新機能（院内処方機能）を導入）を申請済>**

電子処方箋管理サービスに係る補助金申請入力欄

申請区分の選択は、特に誤りの多い箇所です。
選択誤りが発生した場合、補助金申請額に影響が生じるとともに、申請内容によっては、補助金交付後に返納いただく可能性があります。導入した機能を（必要に応じて）ベンダ等に確認の上、正しい申請区分を選択してください。

*申請区分

⑤新機能（リフィル処方箋等）を導入（電子処方箋管理サービスを初期導入済みの医療機関・薬局が機能追加する場合）

新機能分類

リフィル処方箋
 口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧
 マイナンバーカード署名
 処方箋ID検索
 調剤結果ID検索

導入した新機能分類を選択します。
選択しない場合、処理を進めることができません。
「調剤結果ID検索」は調剤薬局の方のみ表示されます。

- ◆「①（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスの初期導入」※を先に申請する必要があります。「①（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスの初期導入」の申請が無い場合は表示されません。
- ◆「②（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスと新機能（リフィル処方箋等）を同時に初期導入」を申請後に「⑤新機能（リフィル処方箋等）を導入（電子処方箋管理サービスを初期導入済みの医療機関・薬局が機能追加する場合）」を申請することはできません。本画面も表示されません。「②（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスと新機能（リフィル処方箋等）を同時に初期導入」と補助内容が重複するためです。申請に際してはご留意ください。

※申請区分が不明な方は、[こちら](#)をご覧ください。

⑥新機能（院内処方機能）を導入

<申請画面イメージ

（⑤新機能（リフィル処方箋等）を導入）を未申請>

電子処方箋管理サービスに係る補助金申請入力欄

申請区分の選択は、特に誤りの多い箇所です。

選択誤りが発生した場合、補助金申請額に影響が生じるとともに、申請内容によっては、あります。導入した機能を（必要に応じて）ベンダ等に確認の上、正しい申請区分を選択

*申請区分

- ⑤新機能（リフィル処方箋等）を導入（電子処方箋管理サービスを初期導入済みの医療機関・薬局が機能追加する場合）
- ⑥新機能（院内処方機能）を導入

新機能分類

- リフィル処方箋
- 口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧
- マイナンバーカード署名
- 処方箋ID検索
- 調剤結果ID検索

⑥新機能（院内処方機能）を導入を選択します。

⑥新機能（院内処方機能）を導入選択した場合は、
非活性になりますので選択は不要です。

<申請画面イメージ

（⑤新機能（リフィル処方箋等）を導入）を申請済>

電子処方箋管理サービスに係る補助金申請入力欄

申請区分の選択は、特に誤りの多い箇所です。

選択誤りが発生した場合、補助金申請額に影響が生じるとともに、申請内容によっては、あります。導入した機能を（必要に応じて）ベンダ等に確認の上、正しい申請区分を選択してください。

*申請区分

- ⑥新機能（院内処方機能）を導入

新機能分類

- リフィル処方箋
- 口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧
- マイナンバーカード署名
- 処方箋ID検索
- 調剤結果ID検索

◆「①（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスの初期導入」又は「②（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスと新機能（リフィル処方箋等）を同時に初期導入」※を先に申請する必要があります。「①（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスの初期導入」又は「②（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスと新機能（リフィル処方箋等）を同時に初期導入」の申請が無い場合は表示されません。

※申請区分が不明な方は、こちらをご覧ください。

ご注意ください！！②

- ◆「申請区分」に誤りがあったにも関わらず、補助金が交付されてしまった場合、取消再申請（補助事業の状況によっては、再申請不可の可能性あり）となります。
申請に際しては、事業内容と証拠書類の記載に乖離が無いか、ベンダにも確認の上、対応ください。
- ◆すべての補助金が申請済の場合、申請区分が表示されません。
- ◆次ページ以降は、どの申請パターンでも同じ流れになりますので、「②（令和7年9月30日以前に導入完了した場合）電子処方箋管理サービスと新機能（リフィル処方箋等）を同時に初期導入」を例に記載します。

6-4. 「導入日」を入力します。

※1 「導入日」は右に表示されるカレンダーから入力することが出来ます。

*導入日 ?

電子処方箋管理サービスを導入した日付を選択（入力）してください。 X

記入形式例：2022-01-01

2024-04-02

導入日 総事業費

押下することで
カレンダーが表示されます。

2024 4月

日	月	火	水	木	金	土
31	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11

不明点がある
をクリックし
電子証明書
新方法もご
参考

キャンセル OK

日付を選択後、OKを押
下します。

6-5. 「総事業費」を入力します。

※1 総事業費を入力することで、補助金申請額、比較額、補助限度額が自動反映されます。

* 総事業費 ?

電子処方箋管理サービス導入時に掛かった補助金対象の費用を入力してください。 x
(単位: 円)

550000

補助金申請額 ?

「比較額」と「補助限度額」のうち低いほうの金額を補助金申請額として自動算出します。 x
(単位: 円、千円未満切り捨て)

275000

比較額 ?

総事業費に所定の比率をかけた比較額を自動算出します。 x
(単位: 円、一円未満切り捨て)
病院は1/3、大型チェーン薬局以外の薬局は1/2、大型チェーン薬局は1/4

275000

補助限度額 ?

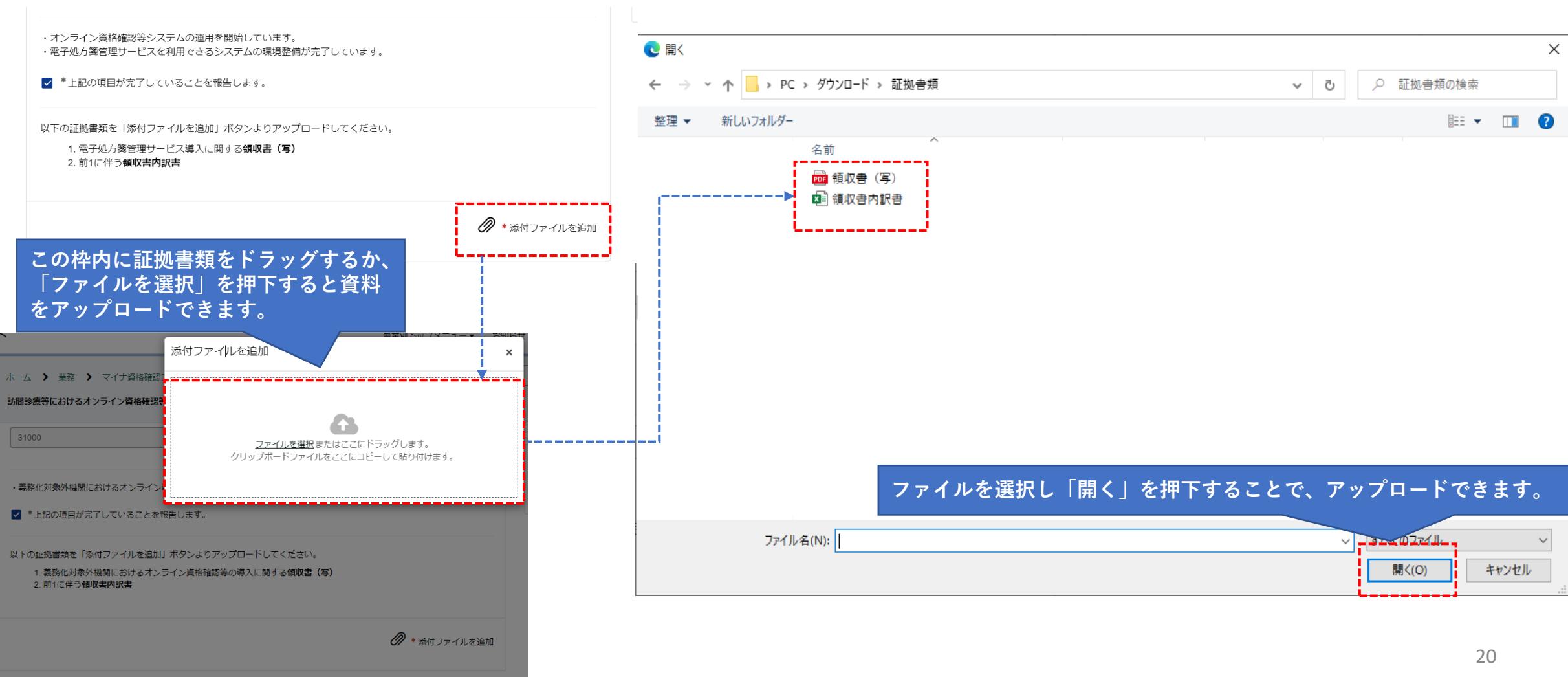
医療機関等の規模に応じた補助限度額を自動算出します。 x
(単位: 円)

277000

総事業費入力により、補助金申請額～補助限度額が自動反映されます。

電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金申請_手順書（令和7年9月30日以前導入ver.）

6-6. 添付ファイルを追加を押下すると、以下のような画面が表示されますので（Windowsの場合） 「領収書（写）」、「領収書内訳書（必要な場合）」を「.pdf」「.xlsx」「.zip」でアップロードください。



・オンライン資格確認等システムの運用を開始しています。
・電子処方箋管理サービスを利用するシステムの環境整備が完了しています。

*上記の項目が完了していることを報告します。

以下の証拠書類を「添付ファイルを追加」ボタンよりアップロードしてください。

1. 電子処方箋管理サービス導入に関する領収書（写）
2. 前に伴う領収書内訳書

この枠内に証拠書類をドラッグするか、「ファイルを選択」を押下すると資料をアップロードできます。

添付ファイルを追加

ファイルを選択またはここにドラッグします。
クリップボードファイルをここにコピーして貼り付けます。

名前

PDF 領収書（写）
XLS 領収書内訳書

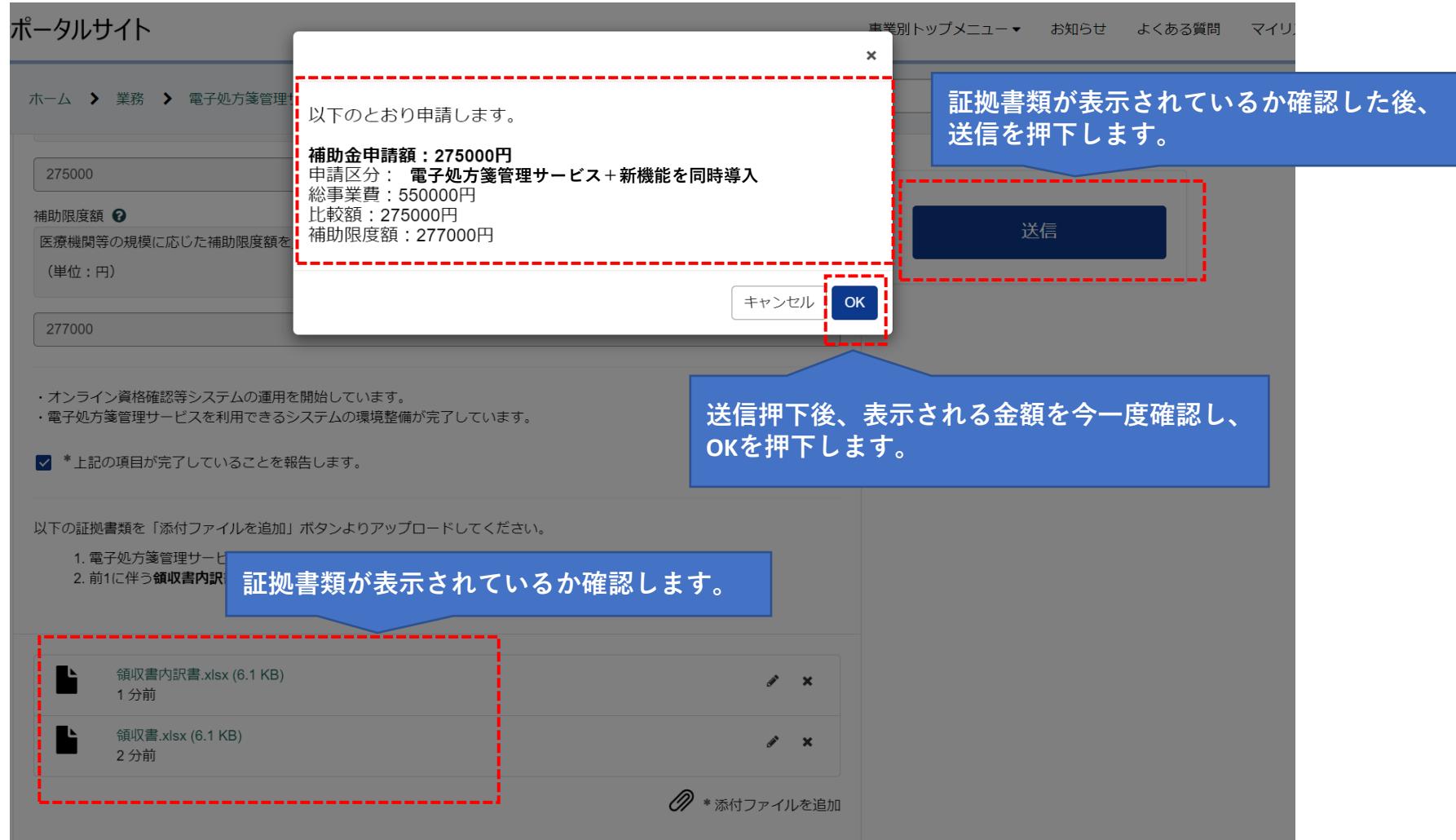
ファイル名(N):

開く(O) キャンセル

ファイルを選択し「開く」を押下することで、アップロードできます。

電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金申請_手順書（令和7年9月30日以前導入ver.）

6-7.証拠書類のアップロードに成功すると、ポータルサイト上に表示されますので、申請内容を今一度確認し、「送信」を押下します。その後、「補助金申請額」、「申請区分」、「総事業費」、「補助限度額」がポップアップで表示されますので、「OK」を押下します。



7. OKを押下後、本ページが表示されれば申請完了です。



電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金申請_手順書（令和7年9月30日以前導入ver.）

（参考1）.マイリストから申請状況を確認することが出来ます。 ログイン>マイリスト>申請>件名を押下します。

医療機関等向け総合ポータルサイト

The screenshot shows the 'Application List' page of the portal site. At the top right, there is a 'My List' dropdown menu with a red dashed box around it. A blue button labeled 'Click here' points to the 'My List' button. Below the menu, there is a search bar with a magnifying glass icon. The main content area displays a table with the following data:

番号	件名	ステータス	審査結果	更新日時
EPCS0018698	電子処方箋補助金申請	受付前	—	

A blue callout box points to the '件名' (Title) column of the table, containing the text '電子処方箋補助金申請'. Below this, a blue box contains the text: 'ここに申請した補助事業の件名が表示されます。※本手順書の一部画像は、サンプルのため表示されません。' (The name of the subsidized service application is displayed here. *This is a sample image for the manual, so it is not displayed.*).

At the bottom of the table, there are navigation buttons for pages 1 and 2, and a total of 13 items.

（参考2）.タスク>申請を押下します。



（参考3）.申請時の情報を閲覧できます。参考情報は以上です。

番号
EPAP000030988

電子処方箋補助金申請

申請日 申請区分 新機能分類 導入日 総事業費 比較額

補助限度額 補助金申請額

ここに申請日～補助金申請額が表示されます。
※本手順書の一部画像は、サンプルのため表示されません。

スタート

アクティビティ

ここに申請時に添付した証拠書類が表示されます。
※本手順書の一部画像は、サンプルのため表示されません。

開始